

ETC2.0 装着車への特殊車両通行許可簡素化制度における 特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針

国土交通省は、業務支援用 ETC2.0 車載器^{※1}から収集する特定プローブ情報の利用や取り扱いの方針について次の通り定めます。

特定プローブ情報を提供いただくことで、経路情報を活用したサービスを提供することが可能となり、特殊車両の走行経路を把握し、適正な経路を利用している特殊車両には車両の通行許可を簡素化することが可能となります。

なお、国土交通省はこの取り扱い方針を変更することがあります。この場合には電子メールで通知します。

※1：「業務支援用 ETC2.0 車載器」とは、「電波ビーコン 5.8GHz 帯発話型 ITS 車載器向けデータ形式仕様書・解説書（（一財）道路新産業開発機構発行）」における「特殊用途用 GPS 付き発話型車載器」及び「ITS スポットを用いた大型車両の走行経路確認社会実験」における ITS スポット対応車載器のことをいいます

1. 特定プローブ情報

(1) ここで「特定プローブ情報」とは、業務支援用 ETC2.0 車載器に記録された走行位置の履歴などの情報「プローブ情報」に、「車載器の特定に関する情報」を付与した情報で、道路管理者^{※2}が管理する DSRC 路側無線機^{※3}との無線通信により業務支援用 ETC2.0 車載器から収集される情報をいいます。

※2：ここでは、国土交通省、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社をいいます。

※3：道路管理者とプローブ情報の収集に関する協定等を結んだ者が管理する DSRC 路側無線機を含みます。

(2) 「特定プローブ情報」として収集される情報は次の通りです。

- ・ 業務支援用 ETC2.0 車載器に関する情報（無線機に関する情報（製造メーカー、型番等）^{※4}）
- ・ 車両に関する情報^{※5}
- ・ 走行位置の履歴^{※6}
- ・ 急な車両の動きの履歴

※4：車載器に対して固有に割り振られた車載器の特定に関する情報が含まれます。

※5：車載器のセットアップの際にご提供いただいた車両情報です。自動車登録番号、車両番号が含まれます。ただし自動車登録番号、車両番号については4桁の一連番号は含まれません（例：「品川 500 あ 1234」では「1234」の部分は含まれません。）。

※6：走行開始地点や走行終了地点などの情報も含まれます。

2. 特定プローブ情報の利用目的

(1) 道路管理者は、特定プローブ情報を特殊車両の経路確認と許可の簡素化に利用します。

(2) 道路管理者は、特定プローブ情報を、特殊車両の経路確認と許可の簡素化の有効性検証等のために利用する場合があります。

(3) 道路管理者は、特定プローブ情報から車載器の特定に関する情報を除去したプロ

ープ情報を、道路に関する調査・研究、道路管理の目的に利用します※7。

※7：例えば、収集した走行位置の履歴を統計的に処理することで、区間の走行所要時間や、渋滞の影響を高い精度で把握し、ドライバーに情報提供することができます。また、急な車両の動きを統計的に処理することで、道路上の障害物の検知や、走行に注意が必要な箇所を把握し、ドライバーに情報提供することが考えられます。

- (4) 道路管理者は、(1)、(2)及び(3)の目的以外で特定プローブ情報を利用しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

3. 特定プローブ情報の収集

- (1) 道路管理者は、道路管理者が管理する DSRC 路側無線機によって、特定プローブ情報を収集する場合があります。
- (2) 業務支援用 ETC2.0 車載器利用者は、設定により道路管理者へ特定プローブ情報の提供を拒否する選択は行えません。

4. 特定プローブ情報の第三者への提供

- (1) 道路管理者は、2. (1)、(2)及び(3)の目的のため、収集した特定プローブ情報を、車載器の特定に関する情報を除去した上で統計的に処理して、他の情報提供主体、大学等の研究機関、その他第三者に提供する場合があります。
- (2) 道路管理者は、業務支援用 ETC2.0 車載器、DSRC 路側無線機等の関係設備について、障害発生時の対応や、これらの研究・開発の目的のため、特定プローブ情報またはこれを統計的に処理した情報を、製造・開発メーカーに提供する場合があります。
- (3) 道路管理者は、(1)及び(2)以外で特定プローブ情報を第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合を除きます。

5. 特定プローブ情報の取り扱い等

- (1) 道路管理者は特定プローブ情報を安全に管理し、情報の漏えい等の防止に努めます。
- (2) 道路管理者は、特定プローブ情報が不要となった時点で、当該特定プローブ情報を消去します。
- (3) 道路管理者は、特定プローブ情報の提供先における情報の安全管理について、提供先を適切に指導します。

6. 問い合わせ先

国土交通省 道路局道路交通管理課 03-5253-8111(代)